

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和5年12月13日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 江本 雅人
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第0300-2022-0026号	さいたま市西区大字西遊馬字谷中道上4597番3
第0300-2023-0028号	さいたま市岩槻区城町二丁目1598番2
第0300-2023-0034号	さいたま市岩槻区大字横根字大義良1508番2
第0300-2023-0035号	さいたま市岩槻区大字横根字大義良1673番2
第0300-2023-0036号	さいたま市岩槻区大字横根字大義良1673番3
第0300-2023-0042号	さいたま市岩槻区大字笹久保新田字四丁245番
第0300-2023-0047号	さいたま市岩槻区大字馬込字式番341番
第0300-2023-0058号	さいたま市岩槻区本町二丁目2101番